

## 大山バイパス周辺広告景観形成地区基本方針

神奈川県屋外広告物条例（昭和 24 年神奈川県条例第 62 号。以下「条例」という。）第 40 条に基づき、大山バイパス周辺広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本方針を次のように定める。

### 1 地区に係る広告物等に関する基本構想（条例第 40 条第 2 項第 1 号関係）

#### (1) 広告景観形成地区の名称

大山バイパス周辺広告景観形成地区

#### (2) 広告景観形成地区の区域

別図のとおり

#### (3) 広告景観形成地区指定の趣旨

伊勢原市の大山地区では、かつての「大山詣り」の賑わいと風情が感じられる観光地づくりに取り組むため、地域団体等による「大山魅力再発見『平成大山講』プロジェクト」が進められており、県も「新たな観光の核づくり認定事業」として支援するなど、国際観光地「大山」の実現を目指した取組みが行われてきた。

また、平成 28 年には、「大山詣り」が、文化庁より日本遺産に認定されるなど、歴史的な魅力や地域の特性が高く評価されている。

こうした中、大山地区へのアクセス道路として整備を進めている県道 611 号「大山バイパス」は、現在、大山側の一部区間が供用され、今後、残りの未供用区間や、新東名高速道路の（仮称）伊勢原北インターチェンジ等の整備により、利用者の増加が見込まれていることから、これに伴い無秩序な屋外広告物の増加も懸念されている。

こうしたことを踏まえ、大山バイパス及びその周辺における良好な景観の維持、及び来訪者の適切な誘導案内を図るため、地域の特性などを踏まえた屋外広告物の規制・誘導を行うものである。

#### (4) 広告景観形成地区における広告物等規制又は誘導の基本的な考え方

ア 歴史文化（大山詣りの風情）と調和した景観づくり

イ 豊かな自然環境と調和した景観づくり

### 2 地区に係る景観形成指針（条例第 40 条第 2 項第 2 号関係）

#### (1) 広告景観形成地区に係る広告物等の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等の許可基準

神奈川県屋外広告物条例施行規則（昭和 24 年神奈川県規則第 87 号）別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、広告物の表示又は設置に関する基準は、別表のとおりとする。

(2) 地区における広告物等の誘導を行うために必要な事項

条例第 6 条に定める適用除外の広告物についても、(1)の基準に適合するよう指導・助言を行う。

この指導・助言事項は、条例第 41 条の規定に基づくものである。

別表

大山バイパス周辺広告景観形成地区に係る許可基準

広告物の種類等		基準
建築物の壁面を利用するもの	貼り紙等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1枚1平方メートル以内とすること。</li> <li>2 同一のものを連続して表示しないこと。</li> <li>3 容易に除却できる方法によること。</li> </ol>
	壁面に物件を直接表示し、又は物件を設置するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の建築物の一の壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とし、掲出する壁面を4面以下とすること。</li> <li>2 高さは、地上5メートル以下とすること。</li> <li>3 壁面からはみ出さないこと。</li> </ol>
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一の建築物についての表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。</li> <li>2 高さは、地上10メートル以下とし、かつ壁面の上端を超えないこと。</li> <li>3 下端は、地上3メートル以上とすること。</li> <li>4 出幅は、建築物から1.2メートル以下とすること。</li> <li>5 道路上に突出しないこと。</li> </ol>
	建築物の上部から突出するもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>
広告塔及び広告板		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる広告物及び掲出物件以外は、表示又は掲出できない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 店舗等へ案内及び誘導をするための広告物であつて、当該案内及び誘導をする店舗等との距離が2キロメートル以内のもの。</li> <li>(2) 国、公共団体、公益法人その他これに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの。</li> </ol> </li> <li>2 表示面積は、5平方メートル以内とすること。</li> <li>3 高さは、地上3メートル以下とすること。</li> <li>4 道路上に突出しないこと。</li> </ol>
電柱及び街灯柱を利用するもの		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 巻付け看板に限る。</li> <li>2 1柱につき、1件以内とすること。</li> <li>3 信号機が設置されている電柱には、表示できない。</li> <li>4 高さは地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。</li> </ol>

<p>自動車等の外面を利用するもの（路線バスが4.2平方メートルを超えるものを除く。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</li> <li>2 一の自動車等についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。</li> <li>3 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面についての表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</li> <li>4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。</li> <li>5 広告車に表示する場合は、1から4までの基準は、適用しない。</li> </ol>
<p>路線バスの外面を利用するもので、一が4.2平方メートルを超えるもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示の位置は、前面以外の外面とすることとし、当該路線バスの車体の窓から上部は、広告物の地色1色とすること。</li> <li>2 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示できない。</li> <li>3 運転者を幻惑させるおそれのある発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は、表示できない。</li> <li>4 電光表示装置等の映像を映し出す装置その他運転者の注意力を著しく低下させるおそれのあるものは、設置できない。</li> <li>5 色彩、意匠その他表示の方法が走行する地域の景観に調和したものであること。</li> </ol>
<p>広告塔及び広告板に類するもの</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>
<p>路標（道標）を除く。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>
<p>広告幕</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示又は掲出できない。</li> </ol>

- 備考
- 1 この表における基準のほか、一の店舗、営業所又は事業所当たりのこれらの広告物（自動車等の外面を利用するものを除く。）の表示面積の合計は、27平方メートル以内とする。
  - 2 内部照明、ネオン照明、点滅照明及び動光は、設置できない。
  - 3 一の広告物のうち、写真、図画等の部分の表示面積は、全体の表示面積の3分の

1 以下とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。

4 写真、図画等及び文字以外の部分に用いる色彩は、彩度3以下（日本工業規格Z 8721に定める色相R、Y R及びYにあつては、彩度6以下）とする。ただし、自動車等の外面を利用するものは、この限りでない。